

9/1
から

平成29年度新入園児募集(認定こども園・幼稚園)

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設等
教育標準時間認定 (1号認定)	満3歳以上で、教育を希望される場合	認定こども園、幼稚園
保育認定 (2号認定)	満3歳以上で、保育を希望される場合	認定こども園、保育園
保育認定 (3号認定)	満3歳未満で、保育を希望される場合	認定こども園、保育園 地域型保育

那須町内の認定こども園・幼稚園では、平成29年度の新入園児を9月1日(木)から募集します。

▼町内認定こども園・幼稚園
○認定こども園
認定こども園那須幼稚園
(1号・2号認定利用可)

○幼稚園
那須みふじ幼稚園
(1号認定利用可)

▼入園資格 3歳以上(平成23年4月2日生)平成26年4月1日(生)

※年度途中でも満3歳の誕生日から入園できます。

▼入園手続き 教育や保育を受けようとするときは、教育・保育の必要性の認定(支給認定といえます。)を受けたうえで、認定こども園・幼稚園を利用することになり、支給認定区分により手続き方法が異なります。

▼預かり保育の実施 保育時間外に保護者の希望により、午後6時まで実施。また、夏・冬・春の長期休業中は午前8時から午後6時まで実施しています。

▼2歳児預かり 2歳児については「預かり保育」として預かり、満3歳の誕生日をもって入園となります。

▼保育料 保育料については、認定区分、保護者の所得に応じた支払いとなり、町において決定します。

※通常保育料とは別に、園によっては独自の費用負担(教材費、父母会費、卒園準備金、スクールバス費等)があります。

▼問合せ
認定こども園那須幼稚園

☎0184
那須みふじ幼稚園
☎1350

☎6959
こども未来課

※町立保育園の入園募集は9月号でご案内します。

子ども・子育て支援新制度

平成27年4月1日から、幼児期の学校教育や保育等の子育て支援を総合的に推進するため、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

▼利用手続きが必要です

幼稚園や保育園等の利用にあたり、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

なお、幼稚園により、新制度に移行している園と移行していない園があります。移行していない園を希望する場合は、直接幼稚園にご相談ください。

▼手続きの流れ

- 1号認定利用希望の場合
- ①幼稚園等に直接利用希望申し込みをします。
- ②幼稚園等から入園内定を受けます。
- ③幼稚園等を通じて支給認定申請をします。
- ④幼稚園等を通じて支給認定証が交付されます。
- ⑤幼稚園等と契約します。

- 2号・3号認定利用希望の場合
- ①町に支給認定申請と利用希望申し込みをします。
- ②町から支給認定証が交付されます。
- ③認定こども園等の状況により町が利用調整を行います。
- ④利用先の決定後契約となります。

▼問合せ こども未来課
☎6959

平成28年社会生活基本調査を実施します

総務省統計局(栃木県)では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、わたしたちが1日のうちのくらの時間を仕事、家事、地域での活動などに費やしているかや、過去1年間の自由時間などのような活動を行ったかについて調査し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、少子高齢化対策などの政策に必要な基礎資料を得ることを目的として実施します。

10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

▼問合せ 栃木県統計課人口労働統計担当
☎028-623-2246

